

昭和十一年

公文雜纂

同局
昭和十一年

卷一ノ二止

2 A
14
2155

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4

4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1

ハ制限スルコトヲ得ルコト

二 前號ヲ除クノ外國家總動員上祕密ト爲スベキモノハ總動員機密トシテ政府之ヲ指定シ其ノ公示セザルモノニ付テハ之ヲ關係者ニ通知スルコト

三 前號ノ通知ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員上ノ祕密保護ノ爲必要ナル措置ヲ爲スコト

四 總動員機密ヲ知得所持スル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ漏泄交付スルコトヲ得ザルコト

五 政府第一號又ハ第二號ノ規定ニ依ル指定ヲ爲サントスルトキハ總動員祕密保護委員會ノ議ヲ經ルコト

右委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

六 以上ノ外罰則其ノ他必要ナル規定ヲ設クルコト

右ニ對スル貴會ノ意見ヲ諮フ

閣第六六號

起 昭和十一年五月五日 裁可昭和 年 月 日 施行
案 昭 和 十 一 年 五 月 六 日 行 決 定 昭 和 十 一 年 五 月 六 日 昭 和 十 一 年 五 月 六 日

内閣總理大臣

齋藤

内閣書記官長

齋藤

内閣書記官

齋藤

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

齋藤

内務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙資源局長官上申

總動員祕密保護法制定ノ件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十一年五月六日

内閣書記官長

資源局長官宛

依命通牒

本月五日資源局發第一五五號上申總
動員祕密保護法制定ノ件上申ノ通
閣議決定相成候

資源局發第一五五號

昭和十一年五月五日

資源局長官

松

井

春

生

内閣總理大臣 廣田弘毅 殿

閣議決定ノ件上申

總動員祕密保護法制定ノ件ニ對スル資源審議會ノ答申ニ基キ別紙ノ通閣
議決定相成度此段上申候也

總動員祕密保護法制定ノ件

國防上ノ祕密保護ハ獨リ軍機ヲ保護スルノミヲ以テ足レリトセズ廣ク國防資源ノ狀況竝ニ之ガ統制運用ニ關スル準備及實施等ニ關スル重要事項ノ祕密保護ニ付テモ亦大ニ考慮ヲ拂フノ要アリ然ルニ現在之ニ關シ準據スベキ法規備ハラザル爲此ノ種事項ノ祕密保護ニ缺クル所アルノミナラズ之ニ關與スル國民ヲシテ其ノ取扱等ニ關シ無用ノ不安ヲ懷カシムルノ事實モ亦尠カラザル狀況ナリ依テ現下ノ世態ニ鑑ミ左記要綱ニ依リ準據スベキ法規ヲ立案シ今期特別議會ニ提出セントス

總動員祕密保護法案要綱

一 國家總動員上ノ祕密保護ノ爲政府ノ指定シタル區域ニ於ケル水陸ノ狀況又ハ建造物ノ位置若ハ形狀ニ付テハ其ノ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又

ハ制限スルコトヲ得ルコト

二 前號ヲ除クノ外國家總動員上祕密ト爲スベキモノハ總動員機密トシテ政府之ヲ指定シ其ノ公示セザルモノニ付テハ之ヲ關係者ニ通知スルコト

三 前號ノ通知ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員上ノ祕密保護ノ爲必要ナル措置ヲ爲スコト

四 總動員機密ヲ知得所持スル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ漏泄交付スルコトヲ得ザルコト

五 政府第一號又ハ第二號ノ規定ニ依ル指定ヲ爲サントスルトキハ總動員祕密保護委員會ノ議ヲ經ルコト

右委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

六 以上ノ外罰則其ノ他必要ナル規定ヲ設クルコト

以下參照

昭和十一年五月五日

資源審議會總裁 廣 田 弘 毅

內閣總理大臣 廣 田 弘 毅 殿

答 申

諮詢第九號總動員機密保護法制定ノ件ニ付資源審議會ヲ違フ提案ノ趣旨並ニ當ナルモノト議決致候
有答申候也